

ロボット農機の公道走行に関する 制度の整備状況について

令和7年7月
農林水産省
国土交通省
警察庁

ロボット農機の公道走行に関する制度について

事業者等において現場実装に向けて取り組み中



ロボットトラクタ等の
①ほ場間
②格納庫-ほ場間移動

… 保安基準の改定 +

都道府県公安委員会の
特定自動運行の許可※1

令和7年2月国交省措置

※1許可基準

- ① 自動車が特定自動運行を行うことができるものであること
- ② 特定自動運行が走行環境条件・使用条件を満たして行われるものであること
- ③ 特定自動運行実施者等が実施しなければならない道路交通法上の義務等を円滑かつ確実に実施することが見込まれるものであること
- ④ 他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること
- ⑤ 人又は物の運送を目的とするもの（*）であって、地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること

* 「人又は物の運送を目的とするもの」には、農業用トラクター等の農作業に使用する機械を運送する自動車（農機）を運行することが含まれる

実証結果を
踏まえ申請



ロボットトラクタ等の
公道実証実験

… 管轄の警察署長の許可※2

※2-1 「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」（令和6年9月警察庁）に基づく道路使用許可申請

<主な許可基準>

- ① 自動運転の実用化に向けた実証実験であること
- ② 車両が公道自律走行確認を受けていること
- ③ 車両の監視・操作を行う者が安全のための教育等を受け、必要な免許を受けていること
- ④ 他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤ 通信遅延の可能性を踏まえた安全対策が講じられるなど、一定の要件を満たす遠隔型自動運転システムとなっていること

※2-2 「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」（平成28年5月警察庁）に従って行う場合には許可を得ずに実証実験を行うことができる

ロボット農機



作業車(遠隔操作型小型車等)
の歩道等移動

… 都道府県公安委員会への届出※3

※3-1 届出内容

使用者、通行場所、遠隔操作の場所・体制、運送方法、非常停止装置の位置及び形状、遠隔操作型小型車の大きさ、一般社団法人による安全基準適合審査の合格证、通行場所の見取図等

※3-2 届出が不要となる場合

使用する作業車が、原動機を用いる歩行補助車等（作業者に追従する機能を有する小型の作業車など）に該当する場合は、許可・届出なく歩道等での使用が可能。

実証結果を
踏まえ申請

遠隔操作型小型車等の
公道実証実験

… 管轄の警察署長の許可※4

※4 「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準」（令和5年4月警察庁）に基づく道路使用許可申請

道路運送車両法(国交省)

道路交通法(警察庁)

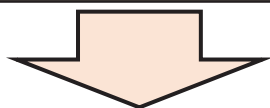
公道走行の実現に向けた関係省庁の取組

○ 規制改革実施計画(令和7年6月13日) の概要

国交省： 自動運行装置を備えることができる自動車として**大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加**する旨の「道路運送車両の保安基準」の改正その他所要の措置を講ずる（R7.2.措置済み）

警察庁： 国交省の措置を前提に、道路交通法上、都道府県公安委員会の許可等を受けることで公道走行が可能であることを明確化（同法75条の13の「人又は物の運送を目的とするもの」には農耕トラクタ等が含まれる）するとともに、農家が最小限の負担でロボット農機を活用できるよう、特定自動運行許可制度等の円滑な運用を確保。
（各都道府県警察に対しても周知徹底） （R6年度以降順次）

農水省： ロボット農機の安全性に関する実証試験を通じ、公道走行の実現を見据えてガイドラインを改正するとともに、国交省及び警察庁の対応に協力



R7年度以降：

これを受け、農水省としては
ロボット農機の実証事業等を通じ以下の取組を実施

複数ほ場と農道等を含むエリアを設定し、そのエリア内様々な環境下（第三者の侵入あり・なし 等）で、遠隔監視下におけるロボット農機の安全性確保策の検討・実証試験を実施し、以下の技術的な課題について検討

- ・ 遠隔監視時の画像の遅延発生時の対応
- ・ 走行経路設定後の路上環境の変化（障害物の移動）に伴う対応
- ・ ほ場退出時、緊急停止後の再稼働時の周囲の安全確認方法 等

→ 実証結果が得られた条件から順次遠隔監視によるほ場間移動時の安全性確保策をガイドラインに反映

制度整備等により可能となる公道走行について

規制改革実施計画（令和7年6月13日）抄

1. 地方創生

No. 2

＜事項名＞ロボット農機の公道走行制度化（圃場間移動等を通じた地域での活用）

【a：令和6年度以降継続的に措置、b：措置済み、c：措置済み、
d（前段）：令和7年度措置、（後段）：令和8年上期措置】

＜規制改革の内容＞

- a 農林水産省は、その実施したロボット農機（ロボット技術を組み込んで製造され、農作業に用いることを目的に使用者が遠隔監視しながら無人で自動走行する車両系の農業機械をいう。以下同じ。）の実証事業の結果を踏まえ、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」（平成29年3月31日農林水産省生産局長通知）について、公道走行の実現を見据えた改定を行うとともに、警察庁及び国土交通省の求めに応じ、実証事業の結果の報告その他b～dのために必要となる協力を行う。
- b 国土交通省は、ロボット農機の公道走行が可能となるよう、必要に応じて、関係事業者等にヒアリングを行った上で、自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車及び小型特殊自動車を追加する旨の道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の改正その他所要の措置を講ずる。
- c 警察庁は、「「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について」（令和6年9月9日警察庁交通局長通達）等により、警察署長の道路使用許可を得て公道実証実験が可能となっていることについて、関係者に周知するとともに、農業の生産性向上の要請にも最大限配慮しつつ、交通の安全と円滑を両立する公道実証実験が可能となるよう適切な道路使用許可の運用を行うことについて、都道府県警察を指導する。
- d 警察庁は、ロボット農機が自動車に該当する場合には、bの措置を前提として都道府県公安委員会の特定自動運行の許可を得て、また、遠隔操作型小型車に該当する場合には都道府県公安委員会への届出を行うことにより、圃場間移動及び格納庫から圃場までの公道移動を含む公道での走行が可能であることを明確化するとともに、農業の生産性向上の要請にも最大限配慮する観点から、圃場間移動については、交通量が極めて少ないことが一般的である農道の短時間での横断等にとどまる場合があることを踏まえ、農家等が、地域においてロボット農機を最小限の負担で円滑に活用できる制度の運用を確保する。